

2025 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ ー ズ ウ ェ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 岡 元
(コード番号:3992 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 田 畑 更 二
(TEL. 03-6265-6763)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 20 日開催の取締役会において、2025 年 12 月 23 日開催予定の第 39 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、本年 9 月 16 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することにより、取締役会を構成する社内・社外のメンバーが役職にとらわれずに参加者全員で議論を行い、取締役会の更なる活性化を図るとともに、執行への権限委譲による更なる意思決定の迅速化と、取締役会によるモニタリング機能の強化を進めていきます。

移行のため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除と共に、重要な業務執行の決定の委任にかかる規定の新設など、所要の変更を行うものがあります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙とおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2025 年 12 月 23 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2025 年 12 月 23 日 (予定)

以 上

現行定款	変更案
(株主名簿管理人) 第 9 条 (条文省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の<u>決議により</u>選定する。 3 (条文省略)	(株主名簿管理人) 第 9 条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会<u>または取締役会の委任を受けた取締役が</u>選定する。 3 (現行どおり)
(株式取扱規則) 第 10 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、並びに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める</u>株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第 10 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、並びに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会の委任を受けた取締役が定める</u>株式取扱規則による。
第 4 章 取締役 <u>及び</u> 取締役会	第 4 章 取締役、 <u>取締役会及び監査等委員会</u>
(取締役の員数) 第 19 条 (条文省略) (新設)	(取締役の員数) 第 19 条 (現行どおり) 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2～3 (条文省略)	(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。 2～3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (新設) (新設)	(取締役の任期) 第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員により、または補欠として選任された取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)</u> の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 3 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。</u> 4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</u>

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>取締役会の決議によって選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役に對しこれに記名押印または電子署名する。
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 28 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第 28 条 (条文省略)	第 29 条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u>
第 30 条 (条文省略)	第 31 条 (現行どおり)
(新設)	(監査等委員会) 第 32 条 当社は監査等委員会を置く。
(新設)	(常勤の監査等委員) 第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第 5 章 監査役及び監査役会	(削除)
<u>(監査役及び監査役会の設置)</u> 第 31 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。	(削除)
<u>(監査役の数)</u> 第 32 条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
<u>(監査役の選任)</u> 第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> 第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤監査役)</u> 第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削除)
<u>(監査役会の決議の方法)</u> 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)

現行定款	変更案
(監査役会の議事録) 第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削除)
(監査役会実施規程) 第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会実施規程による。	(削除)
(監査役の報酬等) 第 40 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(削除)
(監査役の責任限定契約) 第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	(削除)
第 6 章 会計監査人	第 5 章 会計監査人
第 42 条～第 44 条 (条文省略)	第 38 条～第 40 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 46 条 (条文省略)	第 42 条 (現行どおり)
第 7 章 計 算	第 6 章 計 算
第 47 条～第 50 条 (条文省略)	第 43 条～第 46 条 (現行どおり)